



## 遺産分割事件処理マニュアル

共編／仲隆（弁護士）、浦岡由美子（弁護士）、黒野徳弥（弁護士）

B5判 358頁

2008年6月発刊

## 概要

- ★受任事件を迅速・適切に処理するために！
- ★相談受付から分割後の名義変更・税金処理まで具体的な対処方法を詳解！
- 事件処理の流れをフローチャートで示した上で、業務遂行上のポイントを説明した実践的なマニュアル書。
- 相続財産管理人や遺言執行者の業務など、付随する実務も収録。
- 申立書・申述書・訴状など、弁護士が実際に使用している書式・文例を豊富に掲載。

## 目次

### ■第1章 相談・受任

#### 第1 相談を受ける

〈フローチャート～相談〉

##### 1 相談予約

- (1) 相談内容を把握する
- (2) 緊急性の有無を確認する
- (3) 準備事項を指示する
- (4) 相談料を告知する
- (5) 相談日時、場所を設定する

##### 2 事情聴取

- (1) 相続の開始時期を確認する
- (2) 相続関係者および利害関係者を確認する
- (3) 遺産の概要を把握する
- (4) 紛争の要点を把握する
- (5) 相談者の希望を聴取する
- (6) その他

#### 【参考書式】

・相続関係図

#### 第2 受任する

〈フローチャート～受任〉

##### 1 解決手続の選択

##### 2 分割方法の説明

##### 3 相続放棄・限定承認

##### 4 委任契約書の作成

#### 【参考書式】

・相続の承認・放棄の期間伸長審判申立書

・相続放棄申述書

・限定承認の取消申述書

・相続放棄の取消申述書

### ■第2章 調査活動と前提問題等の整理

#### 第1 相続人を確定させる

〈フローチャート～相続人の確定〉

##### 1 調査活動

- (1) 調査事項を検討する
- (2) 戸籍関係書類を取り寄せる
- (3) 相続関係図を作成する

##### 2 前提問題の整理

- (1) 前提問題を検討する
- (2) 遺産分割審判手続内で整理する
- (3) 訴訟を起こす

##### 3 相続人の確定

- (1) 相続人の順位を検討する
- (2) 相続放棄の有無を調査する
- (3) 相続欠格・推定相続人廃除の有無を検討する

##### 4 遺産分割協議の当事者の確定

- (1) 相続人の現況等を確認する
- (2) 相続分の移動を確認する
- (3) 不在者に関する手続をする
- (4) 制限能力者等に関する手続をする

#### 【参考書式】

・相続放棄申述受理証明書

・相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会書

・相続放棄・限定承認の申述なきことの証明書

・推定相続人廃除審判申立書（相続開始前の場合）

・推定相続人廃除審判申立書（相続開始後の場合）

・相続分譲渡証書

・不在者の財産管理人選任審判申立書

・失踪宣告審判申立書

・特別代理人選任審判申立書（未成年者の場合）

・特別代理人選任審判申立書（被成年後見人の場合）

## 目次のつづき

- 第2 遺産の範囲を確定させる  
〈フローチャート～遺産の範囲の確定〉
- 1 調査活動
    - (1) 調査事項を検討する
    - (2) 不動産を調査する
    - (3) 動産を調査する
    - (4) 預貯金を調査する
    - (5) 債権を調査する
    - (6) 各種有価証券等を調査する
    - (7) 債務を調査する
  - 2 前提問題の整理
    - (1) 前提問題を検討する
    - (2) 遺産分割手続内で解決する
    - (3) 訴訟を起こす
  - 3 遺産の変動の取扱い
    - (1) 遺産の変動を調査する
    - (2) 遺産からの収益を検討する
    - (3) 遺産の代償財産を検討する
- 【参考書式】
- ・遺産に関する紛争調整調停申立書
  - ・訴状（遺産確認請求）
- 第3 遺産の評価を行う  
〈フローチャート～遺産の評価〉
- 1 調査活動
    - (1) 資料を収集する
    - (2) 当事者の合意を図る
  - 2 遺産の評価
    - (1) 評価の基準時を決める
    - (2) 評価の方法を決める
    - (3) 不動産を評価する
    - (4) 預貯金を評価する
    - (5) 株式を評価する
    - (6) 美術品・骨董品等を評価する
- 第4 相続分を算定する  
〈フローチャート～相続分の算定〉
- 1 調査活動
    - (1) 特別受益の有無を聴取する
    - (2) 寄与分の有無を聴取する
  - 2 特別受益の算定
    - (1) 特別受益者の範囲を確認する
    - (2) 特別受益の対象財産を確認する
    - (3) 特別受益額を評価する
    - (4) 特別受益の持戻し計算をする
    - (5) 持戻し免除の意思表示を確認する
    - (6) 特別受益の決定手続をとる
  - 3 寄与分を算定する
    - (1) 寄与分を受ける者の範囲を確認する
    - (2) 寄与分の成立要件を確認する
    - (3) 寄与分を算定する
    - (4) 寄与分と遺留分との関係を検討する
    - (5) 寄与分の決定手続をとる
  - 4 特別受益と寄与分の調整
  - 5 具体的相続分の算定
- 【参考書式】
- ・遺言書（持戻し免除）
  - ・寄与分を定める審判申立書
- 第5 遺留分減殺請求を行う  
〈フローチャート～遺留分の算定〉
- 1 調査活動
    - (1) 遺留分権利者を確定する
    - (2) 遺留分率を確認する
    - (3) 基礎となる財産を確定する
    - (4) 基礎となる財産を評価する
    - (5) 控除すべき債務を確認する
  - 2 遺留分侵害額
    - (1) 遺留分の侵害額の計算方法を確認する
    - (2) 具体的に遺留分侵害額を計算する
  - 3 遺留分減殺請求
    - (1) 遺留分減殺請求権を行使する
    - (2) 減殺請求の相手方を検討する
    - (3) 減殺請求の対象を確認する
    - (4) 消滅時効を検討する
    - (5) 減殺請求後の権利関係を考える
    - (6) 価格による弁償を行う
- 【参考書式】
- ・遺留分減殺請求通知書（抽象的・包括的に減殺請求をする場合）
  - ・遺留分減殺請求通知書（遺留分を計算して金員を請求する場合）
  - ・遺留分減殺請求通知書（遺言無効と併せて減殺請求をする場合）
  - ・遺留分減殺による物件引渡請求調停申立書
  - ・訴状（遺留分減殺請求）
- 第3章 分割手続の選択と実行
- 第1 分割手続を選択する  
〈フローチャート～分割手続の選択〉
- 1 遺言がある場合
    - (1) 遺言書の存否を確認する
    - (2) 遺言の効力を確認する
    - (3) 遺言執行者を選任する
    - (4) 遺留分を侵害される相続人がいるか確認する
  - 2 遺言がない場合
    - (1) 前提問題を解決する
    - (2) 遺産分割協議を行う
    - (3) 調停を申し立てる
    - (4) 審判を申し立てる
    - (5) 訴訟を提起する
- 【参考書式】
- ・遺言書検認申立書
  - ・遺言公正証書
  - ・遺留分放棄許可審判申立書
  - ・訴状（遺言無効確認請求）
- 第2 遺産分割協議を行う  
〈フローチャート～遺産分割協議〉
- 1 分割協議
    - (1) 分割協議を開始する
    - (2) 前提問題を検討する
    - (3) 分割協議を行う

## 目次のつづき

- 2 遺産分割協議の成立
- (1) 分割協議に合意する
  - (2) 遺産分割協議書を作成する
  - (3) 協議結果に基づき遺産を分割する
- 【参考書式】
- ・相続分のないことの証明書
  - ・遺産分割協議書
- 第3 遺産分割調停を行う  
(フローチャート～遺産分割調停)
- 1 調停の申立て
    - (1) 調停を申し立てる
    - (2) 申立書を準備する
    - (3) 添付書類を準備する
  - 2 調停手続の流れ
    - (1) 調停期日を調整する
    - (2) 裁判所の調査等を受ける
    - (3) 調停を開始する
    - (4) 遺産分割に係る主張をする
  - 3 調停手続の終了
    - (1) 調停手続が終了する
    - (2) 合意書面を確認する
- 【参考書式】
- ・遺産分割調停申立書
  - ・相続分譲渡及び脱退届
  - ・調書（成立）〔換価分割の条項／換価分割の条項（代理人弁護士に売却を委託する場合）／代償分割の条項〕
- 第4 遺産分割審判を行う  
(フローチャート～遺産分割審判)
- 1 審判の申立て
    - (1) 審判を申し立てる
    - (2) 申立書を準備する
    - (3) 添付書類を準備する
  - 2 審判前の保全処分
    - (1) 保全処分を申し立てる
    - (2) 保全申立書を作成する
    - (3) 審理手続が開始する
    - (4) 保全処分の内容を実現させる
    - (5) 不服申立て（即時抗告）を行う
  - 3 審判手続の流れ
    - (1) 審理手続が開始する
    - (2) 審理手続が終結する
    - (3) 審判内容を実現させる
  - 4 不服申立て（即時抗告）
    - (1) 不服申立てをする
    - (2) 不服申立書を準備する
    - (3) 抗告審の審理
- 【参考書式】
- ・遺産分割審判申立書
  - ・審判前の保全処分申立書（遺産の管理者の選任）
  - ・審判前の保全処分申立書（不動産処分禁止の仮処分）
  - ・主な保全処分申立書の記載例
  - ・保全処分の各類型における保全処分を求める事由
- 第5 遺産を管理する  
(フローチャート～遺産の管理)
- 1 遺産管理
  - 2 遺産管理の手法
    - (1) 遺産の確認
    - (2) 遺産の管理方法
    - (3) 遺産管理における注意点
- 第4章 遺産分割後の業務  
(フローチャート～遺産分割後の業務の流れ)
- 第1 登記・登録・名義を変更する
- 1 不動産の登記手続
    - (1) 遺産分割協議・調停・審判の内容を確認する
    - (2) 共同相続登記の有無を確認する
    - (3) 単独で「相続」を原因とする所有権移転登記を申請する
    - (4) 共同で「遺産分割」を原因とする共有持分移転登記の申請をする
  - 2 有体動産の登記手続
    - (1) 登録手続の必要性について検討する
    - (2) 自動車・船舶などの名義変更に必要な登録手続をする
  - 3 預貯金債権等の名義書換
    - (1) 預貯金債権の名義書換または払戻しを検討する
    - (2) 名義書換または払戻しに必要な書類を準備する
    - (3) 預貯金の名義書換または払戻しを請求する
  - 4 株式の名義書換
    - (1) 株券の有無等を確認する
    - (2) 名義書換に必要な書類を準備する
    - (3) 株式の名義書換を請求する
  - 5 ゴルフ会員権の名義書換
    - (1) 会員権の種類、会則等を確認する
    - (2) 名義書換に必要な書類を準備する
    - (3) ゴルフ会員権の名義書換を請求する
  - 6 知的財産権の名義変更
    - (1) 登録手続の要否を確認する
    - (2) 登録および移転の手続に必要な書類を準備する
    - (3) 登録および移転の手続を請求する
  - 7 不動産賃貸借権の名義変更
    - (1) 借地権の名義変更を行う
    - (2) 借家権の名義変更を行う
    - (3) 賃貸不動産の名義変更を行う
- 第2 遺産分割後の紛争を解決する
- 1 遺産分割協議の瑕疵
    - (1) 遺産の範囲に問題が生ずる場合の処理を検討する
    - (2) 相続人が協議から除外されていた場合の処理を検討する
    - (3) 相続人でない者が協議に加わっていた場合の処理を検討する
    - (4) 失踪宣告の取消し・死後認知判決があった場合の処理を検討する
    - (5) 意思表示の瑕疵があった場合の処理を検討する
    - (6) 利益相反・双方代理が生ずる場合の処理を検討する
  - 2 遺産分割調停・審判の瑕疵
    - (1) 遺産分割調停・審判の前提事項に瑕疵がある場合の処理を検討する
    - (2) 遺産分割調停・審判に重大な瑕疵がある場合の処理を検討する
  - 3 遺産の瑕疵を理由とする担保責任の追及
    - (1) 遺産の瑕疵について、遺産分割協議書等の内容を確認する
    - (2) 担保責任を追及する

## 目次のつづき

## 4 遺産分割協議の解除

- (1) 遺産分割協議の不履行に対し履行請求ないし調停申立をする
- (2) 債務不履行を理由として遺産分割協議を解除する
- (3) 共同相続人全員で遺産分割協議を合意解除する

## 5 遺産分割協議後遺言が存在することが判明した場合

- (1) 遺言の有効性・内容を確認する
- (2) 遺言の内容が遺産分割協議にどのように影響するか検討する

## 【参考書式】

- ・訴状（遺産分割協議無効確認請求）
- ・遺産分割後の紛争調整調停申立書

## ■第5章 相続財産管理人の業務

## 〈フローチャート～相続財産管理人の業務〉

## 1 相続財産の調査

- (1) 相続財産を調査する
- (2) 財産目録を作成する

## 2 相続財産の管理

- (1) 職務権限および職務上の義務を確認する
- (2) 相続財産を管理する
- (3) 相続財産を清算する
- (4) 相続人検索を公告する
- (5) 権限外行為につき許可を得る
- (6) 特別縁故者に対して相続財産を分与する
- (7) 残余財産を国庫に帰属させる

## 3 管理状況の報告

## 4 管理の終了

## 【参考書式】

- ・相続財産管理人選任審判申立書
- ・特別縁故者の相続財産の分与審判申立書

## ■第6章 遺言執行者の業務

## 〈フローチャート～遺言執行者の業務〉

## 第1 遺言執行者の地位と権限を確認する

- 1 遺言執行者の地位
- 2 遺言執行者の訴訟上の地位
- 3 遺言執行者の権限等
- 4 委任の規定の準用
- 5 遺言執行者の復任権
- 6 共同遺言執行者
- 7 遺言執行者その他の遺産管理人との併存
- 8 相続財産の破産と遺言執行

## 第2 遺言執行を準備し着手する

- 1 遺言書の検認
- 2 遺言の確認の審判
- 3 遺言書の検討
- 4 遺言執行者の遺言執行着手
  - (1) 指定および選任
  - (2) 相続人その他利害関係人への通知
  - (3) 相続財産の管理
  - (4) 財産目録の作成

## 【参考書式】

- ・遺言執行者選任審判申立書

## 第3 遺言事項の執行行為をする

- 1 法定された遺言事項
- 2 遺言事項のうち執行行為を必要とする事項
- 3 認知
- 4 推定相続人の廃除・取消し
- 5 特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」遺言
- 6 遺贈
- 7 財団法人設立のための寄付行為
- 8 信託の設定
- 9 祖先の祭祀主催者の指定
- 10 生命保険金の受取人の指定・変更

## 第4 遺言執行を完了する

- 1 遺言執行者の地位の喪失
- 2 執行の完了
  - (1) 遺言内容の実現（執行の完了）
  - (2) 遺言執行者の執行完了後の措置
- 3 遺言執行の不能
  - (1) 執行不能な遺言
  - (2) 任務終了後の措置
- 4 遺言執行者の死亡
- 5 遺言執行者の辞任
  - (1) 辞任理由
  - (2) 辞任許可の申立て
  - (3) 辞任後の措置
- 6 遺言執行者の解任
  - (1) 解任事由
  - (2) 解任手続
  - (3) 解任後の措置
- 7 遺言執行者の欠格
  - (1) 遺言執行者の欠格事由
  - (2) 欠格事由が生じた後の措置